

適正規模及び適正配置に取り組む際の留意事項

1 具体的な取組に当たって

基本方針については、策定後広く周知する必要がある。実施計画を策定することとなる小学校区については実施計画策定年度に、改めて保護者や地域住民（以下「保護者等」という。）に説明を行うとともに、個別の実施計画の策定後、具体的な取組に当たっては、行政が一方的に進めるのではなく、関係する小学校区の保護者等や学校関係者などで構成する地域協議会を設置し、取組による効果や課題の共通理解を図りつつ、新しい学校づくりに向けた将来ビジョンを共有しながら進めることが重要である。

2 魅力ある学校づくり

適正規模及び適正配置の検討に際しては、適正化後の学校の将来ビジョンを保護者等と構築し、共有することが重要である。次のような事柄について保護者等と協議しながら、魅力ある学校づくりを目指す。

- (1) 保護者等の参画により学校運営の改善に取り組む「学校運営協議会制度」（コミュニティ・スクール）を積極的に導入するなどして、保護者等と学校のより密接な協働関係を構築する。
- (2) 小中学校段階を一体的に捉えることにより、学校行事の活性化や異学年交流の機会拡大、あるいは、小中学校教職員協働の授業研究やTT（ティームティーチング）による授業の実施など、小中一貫教育の更なる充実を図る。
- (3) 各教科や総合的な学習の時間等を有機的に関連させ、校区内の多様な文化・地理・歴史・産業等の教育資源を積極的に活用した教育活動を展開することにより、地域学習やふるさと教育など、特色ある教育を実施する。
- (4) 小中一貫教育の新しい制度を活用することにより、英語科やことばに関する教科等、現行の学習指導要領によらない教育課程を編成し、実施する。また、ユネスコスクールの指定や文部科学省などによるキャリア教育、食育などの研究指定を活用する。
- (5) 統合に伴い学校施設の改修が必要な場合、これに合わせて教育環境改善のために必要な改修も実施する。また、校区内にコミュニティの拠点となり得る施設の有無を考慮した上で、地域への学校開放を前提としてコミュニティスペースを設けるなど、施設面を工夫する。

3 統合により生じる課題への対応

(1) 通学手段の確保

統合等により、国の手引に示されている、おおむね小学校では4 k m以上、おおむね中学校では6 k m以上になる場合は、スクールバスの運行等で安全な通学手段を確保する。なお、通学時間はおおむね1時間以内とし、児童生徒が登校後スムーズに学習活動に入れるよう配慮する必要がある。

(2) 児童生徒にとっての環境変化への対応

適正規模及び適正配置による新たな環境への適応を継続的に支援する観点から、必要に応じて、スクールカウンセラー等の支援を受けられる体制の整備、加配教員の配置、統合前の学校の教員を統合後の学校に優先的に配置、不安や悩みに関するアンケート調査の実施、必要に応じた家庭訪問又は面談の実施等の工夫を行う必要がある。